○国土交通省告示第三号

高松空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　高松空港　香川県高松市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成八年運輸省告示第百一号を参照）

エプロン

面積　八万六千六百六十四平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十九年二月二日

○国土交通省告示第四号

名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　愛知県　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

二　空港の名称及び位置　名古屋飛行場　愛知県西春日井群豊山町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十三年国土交通省告示第百四十七号を参照）

イ　誘導路

延長　二千八百八十六メートル

ロ　エプロン

面積　二十二万千七百五十七平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十九年二月二日

○国土交通省告示第五号

成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　成田国際空港航空灯火

三　航空灯火の位置及び所在地　成田国際空港内及びその周辺　千葉県成田市及び山武郡芝山町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第九十四号及び平成二十一年国土交通省告示第九百五十八号を参照）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(1)　飛行場に係る灯火の表風向灯の項配置等の欄中「北北西約三千九百四十メートル」を「北約四千六十メートル」に変更した。

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(3)　滑走路B′に係る灯火の表進入角指示灯の項配置等の欄中「滑走路B′の接地帯の左外側及び滑走路B′の34側接地帯の右外側にそれぞれ」を「滑走路B′の16側接地帯の左外側に」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十九年二月二日

○国土交通省告示第六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である一般財団法人福島宅建サポートセンターから役員の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　役員の氏名の変更

変更前	安部　宏、佐藤　光代、川村　芳則、小松　富彦、森　惣兵衛、齋藤斗志郎、横田　勉、加納　武志、高木　嗣郎、荒明　健、遠藤　敦、大内　則夫、齋藤　信雄、塚原　広志、大竹　隆
変更後	安部　宏、佐藤　光代、川村　芳則、森　惣兵衛、齋藤斗志郎、横田　勉、加納　武志、高木　嗣郎、荒明　健、齋藤　信雄、二階堂良子

二　変更する年月日　平成二十八年五月二十五日

○国土交通省告示第七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ三の規定に基づき、平成二十八年十二月十九日付けをもって、次のように整備規程を認可したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

整備規程認可番号	整備規程の名称	氏名又は名称	住所
第25号	VIKING Life—Saving Equipment A／S 膨脹式救命いかだ　6D K＋，8D K＋，10D K＋，12D K＋，16D K＋，20D K＋，25D K＋，35D K＋型用整備規程	VIKING Life—Saving Equipment A／S	Saedding Ringvej 13, Esbjerg V, Kingdom of Denmark

○国土交通省告示第八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ三の規定に基づき、平成二十八年十二月十九日付けをもって、次のように整備規程を認可したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

整備規程認可番号	整備規程の名称	氏名又は名称	住所
第26号	VIKING Life—Saving Equipment A／S 膨脹式救命いかだ　12D K F＋，16D K F＋，20D K F＋，25D K F＋型用整備規程	VIKING Life—Saving Equipment A／S	Saedding Ringvej 13, Esbjerg V, Kingdom of Denmark

○国土交通省告示第九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ三の規定に基づき、平成二十八年十二月十九日付けをもって、次のように整備規程を認可したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

整備規程認可番号	整備規程の名称	氏名又は名称	住所
第27号	VIKING Life—Saving Equipment A／S 膨脹式救命いかだ　35D K F＋，39D K F S型用整備規程	VIKING Life—Saving Equipment A／S	Saedding Ringvej 13, Esbjerg V, Kingdom of Denmark

○環境省告示第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月五日　　環境大臣　山本　公一